

令和 8 年第 7 回加賀市農業委員会定例総会

令和8年7月24日(金)

開会（午後 1 時 30 分）

事務局（東出局長）

これより令和8年 第7回加賀市農業委員会定例総会を
始めさせていただきます。

本日は、農業委員の現委員 14 名のうち 12 名の出席を
いただいております、本日の総会が成立していることをご報告
します。推進委員につきましては、12 名のうち 10 名の
出席をいただいております。

また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に福嶋委員、伊藤委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。(あいさつ等)

議事録署名員の指名

議長（中村会長）

初めに議事録署名員の指名をいたします。

9番 永田委員、10番 竹野委員を指名します。

議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

それでは議案の審議を行います。議案 第 24 号 農地法
第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明し
てください。

事務局（中野）

議案第 24 号 [REDACTED] ほか 2 名から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は 3 件です。

議長（中村会長） 加納委員	整理番号 1 番、[REDACTED] の譲受人が近隣の農地を取得するものです。譲渡人は県外に住んでおり、地元の農地維持管理のため売買で取得するものです。本案件は 4 月に申請がありましたが、農地法第 3 条第 2 項第 1 号に規定する「所有する全ての農地を効率的に耕作する」と認められないことから、許可を見送っておりました。山裾など耕作が困難と認められる農地を除いた所有農地は草刈り等の適正な管理を行うことが条件であり、今回当該農地について草刈りが実施されていると確認できたため、改めて許可申請されたものです。なお、今後も農地の適正な維持管理の観点から、年 2 回以上を目安に草刈り等の管理を継続実施していく必要がある旨を譲受人へ伝えております。 整理番号 2 番、[REDACTED] の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人と譲渡人は親子関係にあたり、譲受人が農地の維持管理を行っている状態です。今回譲渡人より農地を譲渡したいという要望があり、贈与で申請農地を取得するものです。取得後も継続し水稻と大豆を耕作する予定です。 整理番号 3 番、[REDACTED] の譲受人が町内の農地を取得するものです。現在譲受人が農地の維持管理を行っている状態です。今回譲受人より農地購入の申し出があり、売買で申請農地を取得するものです。農地取得後も継続し水稻を耕作する予定です。 以上、これら案件は資料 2 の調査書の通り、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。 それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 1 番の譲受人の経営面積は「0」です。大丈夫ですか。
-----------------------------	---

事務局（中野）	譲受人と共同耕作している父親が経営面積を所有しており、大丈夫です。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。なければ、これより採決に入ります。
	議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。
	（挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案 第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、福嶋委員から報告をお願いします。
福嶋委員	それでは、報告します。 整理番号 1 番は [] 地内、転用目的は駐車場の建設です。雨水は浸透させる計画です。 整理番号 2 番は [] 地内、転用目的は事業用駐車場の建設です。南側の隣地境界は既にコンクリートの擁壁で囲まれており、そのほかの申請地についても特段土砂の流出はないと考えます。雨水は東側にある水路に流す計画です。 整理番号 3 番は [] 地内、転用目的は住宅販売用地の取得です。現地は雑草や木が生い茂り、元の畑の形が分かっていない状況でした。雨水は浸透させる計画です。 整理番号 4 番は [] 地内、転用目的は自己住宅の建設です。雨水は南側にある道路側溝に流す計画です。生活排水は合併浄化槽を設置して、同じく側溝に流す計画です。東側・西側との隣地境界は既にコンクリートの擁壁で囲まれており、土砂の流出はないと考えます。

議長（中村会長） 事務局（小茂出）	整理番号5番は [] 地内、転用目的は自己住宅の建設です。雨水は南側にある道路側溝に流す計画です。生活排水は合併浄化槽を設置して、同じく側溝に流す計画です。隣地との境界は擁壁を設置する計画で、土砂の流出はないと考えます。 整理番号6番は [] 地内、転用目的は駐車場の建設です。雨水は敷地まわりの側溝に流す計画です 整理番号7番は [] 地内、転用目的は自己住宅の建設です。雨水は西側と南側にある道路側溝に流す計画です。生活排水は合併処理浄化槽を設置して、側溝に流す計画です。北側と東側の隣地境界は、既にコンクリートの擁壁があり土砂の流出はないと考えます。 以上7件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。 それでは、事務局から説明してください。 整理番号1番は [] 地内、地目は畑、面積は3筆で363㎡、転用目的は駐車場用地の取得です。譲受人は [] を営んでおり、会社隣地の申請地を取得し駐車場を拡張するものです。[] は、昭和56年11月に譲渡人の祖父が住宅を建設する目的で農地法第5条の転用許可を得ました。その後、[] と [] も農地法第4条の転用許可を得て、3筆併せて宅地としたかったようですが、地目変更登記は行われませんでした。譲渡人の父の代に近所の [] へこの土地を貸し付けましたが、[] が廃業したことで土地は空き地となり現在に至っております。譲渡人より始末書が提出されております。石川県事務処理要領によりますと、許可を受けた者が地目変更登記を行わず死亡している場合、原則として再申請を指導するとされております。譲渡人の祖父は既に亡くな
---------------------------------	--

っており、今回の申請に至ったものです。申請地は第1種住居専用地域にあたるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

整理番号2番は 地内、地目は田と畑、面積は8筆合計111 m²、転用目的は駐車場用地です。申請地は第2種農地と判断され、許可相当に該当するものと考えます。

整理番号3番は 地内、地目は畑、面積は2筆126 m²、転用目的は住宅販売用地の取得です。申請地横の空き家を解体したのち、申請地とあわせて住宅用地として販売する計画です。申請地は住宅が連たんしている地域（市道で分断されている）で第2種農地と判断され、許可相当に該当するものと考えます。

整理番号4番は 地内です。地目は田、面積は797 m²、転用目的は自己住宅の建設です。申請地は第1種中高層住居専用地域にあたるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

整理番号5番は 地内、地目は畑、面積は300 m²、転用目的は自己住宅の建設です。第1種中高層住居専用地域にあたるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

整理番号6番は 地内、地目は田、面積は164 m²、転用目的は駐車場の建設です。申請者は申請地隣で を営んでおり、来客用駐車場として転用するものです。2019年、申請地前に隣接する主要地方道 小松・山中線の工事に伴い、申請地横が工事用仮設道路として埋め立てられました。2021年には まで埋め立てられ、一部工事用車両の駐車場として利用されました。2026年現在、道路工事もほぼ完成し、2021年に埋め立てた工事用車両の駐車場を転用許可申請で取得するもので

議長（中村会長） 谷口委員 事務局（小茂出） 議長（中村会長） 議長（中村会長）	す。申請地は住宅連たん市街化が進んでいる地域で2種農地と判断され、許可相当に該当するものと考えます。 整理番号7番は 地内、地目は畑、面積は 436 m²、転用目的は自己住宅の建設です。申請地は第1種住居地域にあたるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます 説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 5番ですが、この申請地にあった用水はこの後どうなっていますか。 埋立地の横に開水路として付け替え、機能しています。ほかにありませんか。なければ、これより採決に入ります。 議案 第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全会一致により、適切と認めます。
報告 第11号 農地法制限除外の農地の移動届について	
議長（中村会長） 事務局（小茂出）	次に報告案件に移ります。 報告 第11号 農地法制限除外の農地の移動届について、事務局から説明してください。 この度、 組合から農地法施行規則第29条第1号の規定による届出がありましたので報告するものです。 届出地は 地内、地目は畑、面積 3,484 m²のうち 72.72 m²です。目的は農業用施設である作業小屋を建設するものです。本件は届出のみ、農地転用許可を不要

議長（中村会長）	とする法の特例規定となります。 説明は以上です。 ご意見、ご質問等ありませんか。ないようですので、次に移ります。
報告 第 12 号 農地利用最適化活動について	
議長（中村会長）	次に、報告 第 11 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員 3 名からの報告）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	
事務局（瀬川）	その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和 8 年 第 7 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後 2 時 52 分）	